第90回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時　平成28年6月24日（金曜日）午前10時

開催場所　東京都大田区蒲田5丁目37番1号
ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

第1号議案	剰余金の配当の件
第2号議案	取締役10名選任の件
第3号議案	監査役2名選任の件
第4号議案	当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新についての件
第5号議案	役員賞与支給の件

議決権行使期限

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限：平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分

高砂香料工業株式会社

証券コード：4914

TAKASAGO

目　次

第90回定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）

事業報告…… 2
連結計算書類…… 26
計算書類…… 29

株主総会参考書類…… 34
株主総会会場ご案内図…… 裏表紙

(証券コード4914)
平成28年６月３日

株　主　各　位

東京都大田区蒲田５丁目37番１号
高砂香料工業株式会社
取締役社長　桝　村　　聡

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都大田区蒲田５丁目37番１号
ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
３．会議の目的事項
報告事項
1. 第90期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新についての件
第５号議案　役員賞与支給の件

以上

◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 本招集ご通知に記載すべき書類のうち、「連結注記表」「個別注記表」「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.takasago.com)に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。なお、当社監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成する際に監査いたしました連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、「連結注記表」「個別注記表」「連結株主資本等変動計算書」「株主資本等変動計算書」として表示すべき事項も含まれております。
◎ また株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.takasago.com）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、一部地域での地政学リスクの高まり、原油安や牽引役となってきた一部新興国での成長鈍化など、依然として先行きが不透明な状況となっております。

わが国経済は、政府の景気刺激策や日銀の金融政策を背景に、輸出産業を中心に改善が見られ景気回復の広がりを見せております。しかしながら、円高を背景とした輸出の減少、マイナス金利政策の長期的な影響等、不安材料もあり、景気の先行きは依然不透明であります。

香料業界においては、中国や東南アジア他の成長市場が順調に推移しており、原油由来の原料価格も安定して推移してきましたが、一方で、需要増に伴う天然原料価格の上昇も起こっております。新規参入企業の浸透もあり、グローバル環境におけるシェア争いや、市場が成熟している国内での事業展開など、内外ともに厳しい競争環境が続いております。

このような中、当社グループは、平成25年４月に発生した当社平塚工場の火災事故以降、安定供給と安定操業の基盤となる「安全は全てに優先する」という安全文化の認識を徹底してまいりました。また、当連結会計年度より、中期経営計画『TAKASAGO GLOBAL PLAN（GP-3）』（2015-2017年度）をスタートさせ、「技術革新に基づく価値創造、挑戦する人材育成」を通じて、創業100周年を迎える2020年に向けて飛躍的な成長を目指し、堅固なグローバル連結経営により事業を推進いたしました。

当連結会計年度の売上高は、アジア子会社等が好調に推移したことにより、前期比7.6％増の141,660百万円となりました。利益面は、営業利益は前期比111.0％増の6,635百万円、経常利益は前期比55.0％増の6,036百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比91.4％増の4,880百万円となりました。

（部門別の概況）

〔フレーバー部門〕

当部門は飲料、アイスクリーム、製菓、調理加工食品、タバコ等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、当社及びドイツ子会社等が好調に推移し、84,051百万円（前期比7.3％増）となりました。

〔フレグランス部門〕

当部門は主に衣料用洗剤・柔軟剤、香粧品、芳香剤等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、主に米国子会社が回復したことにより、38,747百万円（前期比6.0％増）となりました。

〔アロマイングリディエンツ部門(注)〕

当部門はメントール、ムスク等の合成香料からなっております。当連結会計年度の売上高は、主力品メントールが堅調に推移し、為替の影響もあり、11,430百万円（前期比15.4%増）となりました。

〔ファインケミカル部門〕

当部門は医薬中間体、触媒、写真工業薬、有機電子材料等の精密化学品からなっております。当連結会計年度の売上高は、医薬中間体が伸長したことにより、6,039百万円（前期比10.6%増）となりました。

〔その他　不動産部門〕

当部門はニッセイアロマスクエア地代収入等からなっております。当連結会計年度の売上高は、1,390百万円（前期比1.0%増）となりました。

（注）化学合成香料の枠に捕らわれず広く香料原料・素材を取扱う体制に合わせるため、当連結会計年度より従来の部門名「アロマケミカル」を「アロマイングリディエンツ」に名称変更しております。

(地域別の概況)

〔日本〕

当社のファインケミカル部門の増収等により、当連結会計年度の売上高は、65,694百万円（前期比2.2%増）となり、営業利益は2,277百万円（前期比139.1%増）となりました。

〔米州〕

主に米国子会社の業績が回復し、当連結会計年度の売上高は、31,933百万円（前期比18.3%増）となり、営業利益は390百万円（前期は営業損失1,472百万円）となりました。

〔欧州〕

フランス子会社が低調に推移したこと等により、当連結会計年度の売上高は、19,998百万円（前期比0.8%減）となり、営業利益は733百万円（前期比43.5%減）となりました。

〔アジア〕

シンガポール子会社等が好調に推移し、当連結会計年度の売上高は、24,033百万円（前期比19.0%増）となり、営業利益は2,980百万円（前期比33.2%増）となりました。

(2) 設備投資、資金調達等についての状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は11,301百万円（前連結会計年度12,980百万円）であり、その主なものは、当社三原工場の建設及びドイツ子会社の生産設備の拡充等であります。なお、資金調達に関しては、特記すべき事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	平成24年度 第87期	平成25年度 第88期	平成26年度 第89期	平成27年度 第90期 (当連結会計年度)
売上高	118,973百万円	131,036百万円	131,653百万円	141,660百万円
経常利益	7,475百万円	5,940百万円	3,893百万円	6,036百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,673百万円	3,025百万円	2,549百万円	4,880百万円
1株当たり当期純利益	235円40銭	152円48銭	128円50銭	246円02銭
総資産	131,754百万円	149,353百万円	170,645百万円	173,455百万円
純資産	61,296百万円	71,111百万円	80,050百万円	81,613百万円
1株当たり純資産	3,033円58銭	3,512円78銭	3,952円10銭	4,033円12銭

(注) 平成27年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。第87期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区　分	平成24年度 第87期	平成25年度 第88期	平成26年度 第89期	平成27年度 第90期 (当事業年度)
売上高	62,757百万円	63,444百万円	58,298百万円	60,917百万円
経常利益	6,922百万円	4,030百万円	2,317百万円	2,747百万円
当期純利益	2,492百万円	2,152百万円	2,010百万円	2,201百万円
1株当たり当期純利益	125円43銭	108円45銭	101円36銭	111円00銭
総資産	107,814百万円	111,808百万円	125,818百万円	127,685百万円
純資産	49,680百万円	51,668百万円	56,765百万円	57,999百万円
1株当たり純資産	2,503円31銭	2,604円34銭	2,861円41銭	2,923円98銭

(注) 平成27年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。第87期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社高砂ケミカル	200,000千円	100.0%	香料、化成品の製造販売及び輸入
高砂スパイス株式会社	73,200千円	100.0%	香辛料、食料品の製造販売
高栄産業株式会社	80,000千円	100.0%	倉庫業及び洗瓶・包装業
高砂珈琲株式会社	290,000千円	100.0%	コーヒー豆の輸入加工、コーヒーの製造販売
高砂フードプロダクツ株式会社	300,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
株式会社 高砂インターナショナルコーポレーション	20,000千円	100.0%	香料他の輸入及び販売
南海果工株式会社	245,100千円	80.0%	果汁等飲料を中心とした食料品原料の製造・販売
高砂香料西日本工場株式会社	10,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
Takasago International Corporation (U.S.A.)	145,800千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売及び合成香料の販売
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	9,322千MXN	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	105,483千BRL	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	22,098千EUR	100.0%	香料の輸出入及び調合香料の製造販売
Takasago Europe G.m.b.H.	37,146千EUR	100.0%	香料の輸出入及び食品香料の製造販売
Takasago International Chemicals (Europe) S.A.	2,157千EUR	100.0%	香料の輸出入及び合成香料の製造販売
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	14,000千SGD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	986,904千IDR	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
上海高砂・鑑臣香料有限公司	51,600千CNY	60.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
高砂香料（広州）有限公司	26,000千USD	100.0%	香料の輸出入及び食品香料の製造販売

(注) 出資比率には間接所有分を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、創業100周年を迎える2020年に向けて世界トップクラスの香料会社となることを長期ビジョンとした『TAKASAGO GLOBAL PLAN』を推進し、安全・安心な生産・供給体制の確立に全力で取り組み、皆様の信頼を獲得してまいりたいと存じます。

先の東日本大震災、また当社の平塚工場における火災事故の教訓を受け、安全管理体制の見直し、安定供給体制の構築に引き続き取り組んでまいります。また、成長が見込まれる海外市場での設備投資も積極的に継続し、国内市場においては当社初の西日本エリアを拠点とする最新鋭のフレーバー製造拠点を広島県三原市に建設し、稼働を開始しており、当社グループ内のサプライチェーン最適化と同時に、生産効率、安全性、供給能力を高めるための諸施策に鋭意取り組んでまいります。

こうした内外の事業環境を踏まえ、当社グループは、積み上げてきた経営資源を一層有効に活用し、2020年に向けての飛躍的成長を遂げるための基礎を構築する、課題解決のための３年間と位置付けた、中期経営計画『TAKASAGO GLOBAL PLAN (GP-3)』(2015-2017年度) を始動させております。

当社グループの経営基本方針の1つは「信頼される商品を供給し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す」であり、GP-3グループ基本方針に基づく計画を遂行することにより競争優位性を確立し永続的な成長を実現いたします。

「GP-3グループ基本方針」

① **事業基盤の再強化**
需要増に柔軟に対応していく基盤を構築する。

② **人材開発**
「挑戦できる人材」の育成を目指し、ローカル人材をグローバルに活用する。それを下支えする仕組みの構築を目指す。

③ **技術革新**
技術立脚の企業理念に立ち返り、他社の追随を許さない「独自性（オリジナリティ)」、「優位性」 のある革新的な技術の開発を目指す。

④ **顧客からの信頼**
顧客にとって真に有意義なサプライヤーになることを目指す。

⑤ **利益体質改善**
当社グループ内バリューチェーンの全体最適による利益体質の改善を図る。

また、引き続き、コンプライアンス、EHS「Environment（環境）・Health（健康・衛生）・Safety（安全)」の推進にも積極的に取り組み、社会と共存する開かれた企業として、社会の一員としての責務を果たし、株主の皆様のご期待に沿うよう尽力してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社37社及び関連会社１社で構成され、フレーバー、フレグランス、アロマイングリディエンツ、ファインケミカルの製造・販売を主な事業内容として、さらに各事業に関連する研究及び不動産賃貸、その他の活動を展開しております。

(7) 企業集団の主要拠点等

① 主要な営業所及び工場

会社名	セグメント	事業所	住所
高砂香料工業株式会社	日本	本社	東京都大田区
		大阪支店	大阪市北区
		名古屋支店	名古屋市中区
		福岡支店	福岡市博多区
		平塚研究所	神奈川県平塚市
		平塚工場	神奈川県平塚市
		磐田工場	静岡県磐田市
		鹿島工場	茨城県神栖市
		三原工場	広島県三原市
株式会社高砂ケミカル	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県掛川市
高砂スパイス株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	神奈川県秦野市
高栄産業株式会社	日本	本社	神奈川県平塚市
高砂珈琲株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県磐田市
高砂フードプロダクツ株式会社	日本	本社・工場	静岡県袋井市
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	日本	本社	東京都大田区
南海果工株式会社	日本	本社・工場	和歌山県日高郡日高川町
高砂香料西日本工場株式会社	日本	本社	広島県三原市
Takasago International Corporation (U.S.A.)	米州	本社・工場	米国　ニュージャージー州ロックレイ
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	米州	本社・工場	メキシコ　メキシコシティ
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	米州	本社・工場	ブラジル　ヴィニェード
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	欧州	本社・工場	フランス　パリ
Takasago Europe G.m.b.H.	欧州	本社・工場	ドイツ　ツルピヒ
Takasago International Chemicals (Europe) S.A.	欧州	本社・工場	スペイン　ムルシア
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	アジア	本社・工場	シンガポール
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	アジア	本社・工場	インド タミルナドゥ
上海高砂・鑑臣香料有限公司	アジア	本社・工場	中国　上海
高砂香料(広州)有限公司	アジア	本社・工場	中国　広州

② 使用人の状況

企業集団の状況

セグメントの名称	使用人数
日本	1,457名
米州	630
欧州	509
アジア	653
合計	3,249

（注）就業人員であります。

当社の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
平成28年３月期	993名	31名減	39.9才	15.3年

（注）就業人員であります。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
日本生命保険相互会社	7,644百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	7,559
株式会社みずほ銀行	6,091
農林中央金庫	5,590
三井住友信託銀行株式会社	3,570
株式会社伊予銀行	2,445
株式会社常陽銀行	2,330
株式会社横浜銀行	2,220
株式会社日本政策投資銀行	1,890
株式会社紀陽銀行	1,865
株式会社広島銀行	1,545
株式会社静岡銀行	1,520

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

① 発行可能株式総数　　60,000,000株

(注) 平成27年６月25日開催の第89回定時株主総会決議により、平成27年10月１日付で普通株式５株を１株とする株式併合を実施しております。これにより、発行可能株式総数は、240,000,000株減少し、60,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数　　20,152,397株

(注) 平成27年６月25日開催の第89回定時株主総会決議により、平成27年10月１日付で普通株式５株を１株とする株式併合を実施しております。これにより、発行済株式の総数は80,609,591株減少し、20,152,397株となっております。

③ 当事業年度末の株主数　　5,640名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,592千株	13.1%
日本生命保険相互会社	1,468	7.4
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	1,016	5.1
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	947	4.8
共栄火災海上保険株式会社	750	3.8
中江産業株式会社	720	3.6
株式会社みずほ銀行	604	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	588	3.0
株式会社紀陽銀行	471	2.4
高砂香料従業員持株会	437	2.2

(注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（316,510株）を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成28年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	桝村　聡	社長執行役員研究開発本部長兼安全統括本部長兼人事・総務本部長兼高砂香料西日本工場 株式会社代表取締役社長
取締役	野依良治	東レ株式会社社外取締役
取締役	中西春生	副社長執行役員営業統括
取締役	三田雅幸	常務執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部長、品質保証部担当兼株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長
取締役	笠松弘典	常務執行役員管理本部長兼経理部長兼関連事業部長、法務・特許部、監査部担当
取締役	松尾孝司	常務執行役員生産調達本部長
取締役	藤原久也	常務執行役員 Takasago International Corporation（U.S.A.）代表取締役社長
取締役	ｱﾙﾌﾚｯﾄﾞ･ｴｰ･ｱｽﾝｼｵﾝ	常務執行役員 Takasago International（Singapore）Pte. Ltd. 代表取締役社長
取締役	山形達哉	常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長兼経営企画部長兼国際品質保証統括部長、情報システム部担当
取締役	染川健一	常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当兼高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長
常勤監査役	荒井英夫	
常勤監査役	川端茂樹	
監査役	中江康男	中江産業株式会社代表取締役社長

(注) 1. 取締役野依良治氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役荒井英夫氏、川端茂樹氏及び中江康男氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役荒井英夫氏は税理士資格を有しております。また、長年の行政機関での職歴を通じ、財政・企業税制に精通しており、財務・会計に関する相当程度の知見・経験を有しているほか、行政執行機関の管理者としての職務を歴任し、組織運営全般に関する豊富な経験を有しております。
4. 常勤監査役川端茂樹氏は長年の金融機関での経歴を通じ、主に法人業務や与信管理で培われた高い専門性が求められる実務において豊富な経験と幅広い識見を有しております。
5. 監査役中江康男氏は長年の事業法人経営者としての職歴を通じ、財務・会計に関する相当程度の知見・経験を有しているほか、会社経営全般に関する豊富な経験を有しております。なお、中江産業株式会社は当社の大株主であります。
6. 当社は常勤監査役荒井英夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約を締結している取締役又は監査役はおりません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬の額

取締役	11名	99百万円	(うち社外	1名	3百万円)
監査役	3名	39百万円	(うち社外	3名	39百万円)

(注) 1. 社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は２名で４百万円であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額132百万円を支払っております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成13年６月28日開催の第75回定時株主総会において月額20百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成３年６月27日開催の第65回定時株主総会において月額５百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役　野依良治

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

東レ株式会社社外取締役を兼職しております。東レ株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、当事業年度における当社の同社に対する売上高は、当社の総売上高の0.1％未満であるため、同社との間に特別な利害関係は無いと判断しております。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は18回中14回の出席（出席率78％）でありますが、欠席した取締役会の審議事項につき、その内要を報告し、理解を得ております。

当社が得意とする有機合成化学分野は、野依良治氏の長年の研究領域であり、国内外での豊富な経験・識見を基にした提言・助言は当社事業の競争力を高め、企業価値の向上に繋がっております。

また当社研究部門との意見交換のほか、不斉合成分野で国際的に著名な業績を上げた国内外の研究者を対象として毎年実施しております有機合成化学協会・高砂香料賞（野依賞）の設定を通して、当社の知名度向上に大きく貢献しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見

該当事項はありません。

② 監査役　荒井英夫

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、取締役会においてコンプライアンス、内部統制その他経営上の重要課題について発言しております。

取締役会は18回中18回出席（出席率100％）しております。

監査役会において経営監視を要するテーマ及び監査基準上注視すべきテーマについて都度発言しております。

監査役会は19回中19回出席（出席率100％）しております。

エ．上記ア～ウに関する意見

該当事項はありません。

③ 監査役　川端茂樹

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、取締役会においてコンプライアンス、内部統制その他経営上の重要課題について発言しております。

取締役会は18回中18回出席（出席率100％）しております。

監査役会において経営監視を要するテーマ及び監査基準上注視すべきテーマについて都度発言しております。

監査役会は19回中19回出席（出席率100％）しております。

エ．上記ア～ウに関する意見

該当事項はありません。

④ 監査役　中江康男

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

中江産業株式会社の代表取締役社長を兼職しております。中江産業株式会社は当社株式の3.6％を保有する大株主です。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、取締役会においてコンプライアンス、内部統制その他経営上の重要課題について発言しております。

取締役会は18回中17回出席（出席率94％）しております。

監査役会において経営監視を要するテーマ及び監査基準上注視すべきテーマについて都度発言しております。

監査役会は19回中19回出席（出席率100％）しております。

エ．上記ア～ウに関する意見

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬	70百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72百万円

（注）1. 監査役会は会計監査人の報酬等について、取締役及び会計監査人より説明を受け、監査の品質・効率等を総合的に検証した結果、その報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1. の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 上記2. には非監査業務の金額を含んでおります。

(4) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、内部統制報告制度への対応及びグループ会計方針書作成に係るアドバイザリー業務であります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人を解任または不再任とする方針としております。

(6) 重要な子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L. 等８社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1)「内部統制に関する基本方針」として当社の取締役会が決議した内容は、次のとおりであります。

会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、平成27年5月14日開催の当社取締役会において「内部統制に関する基本方針」を一部改定いたしました。(平成18年5月18日初回、平成19年4月27日、平成20年4月8日、平成21年4月30日に改定)

① 当社の取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程・決裁権限規程・稟議規程などに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存しております。保存方法については、文書管理規程に定める方法で行い、重要文書については別途保存期間を定めております。取締役、監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長を本部長とする危機管理本部を設置し、重大な損失が発生する場合に備えて緊急時対応を定めた危機管理計画書を策定しております。また、新たな損失リスクが予見される場合は、当該リスクを危機管理計画書の対象に定め、危機管理本部として対応することとしております。同危機管理計画書の対象にならないリスクに対しては、取締役会あるいは執行役員会が必要な対応をすることとしております。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ全体の目標として、３事業年度を単位とした中期経営計画を戦略的に策定し、これに基づき各事業本部の毎期の目標・予算を設定し、事業本部ごとの効率的な資源配分に努めると共に、四半期ごとに結果をレビューし、効率性の確保を図っております。また、執行役員制を導入することにより、取締役会の企業統治機能と執行役員による業務執行機能の分化・効率化を図っております。職務分掌規程、取締役会付議規程、決裁権限規程、稟議規程等が定める権限体系の中で権限委譲による効率的な業務遂行が図れる体制としております。

④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

グループ共通の企業憲章・行動規範を制定し、企業倫理の確立、法令遵守を徹底しております。取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と徹底を図るために重要事項を審議し、推進しております。また、内部通報制度を整備し、役職員に対しその周知徹底を図り、コンプライアンス体制の強化に努めております。監査部及び安全管理部において、業務監査のほか、コンプライアンスの観点も踏まえて環境保全・労働安全衛生・保安防災の監査を実施し、法令遵守体制の徹底を図っております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ⅰ）当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、国内子会社及び海外子会社に対し当社への報告規程を策定し、その業務執行における一定の事項は当社宛事前協議、事前または事後の報告を義務づけることにより、当社グループ業務の適正性を確保しております。

（ⅱ）当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重大な損失が発生する場合、もしくは新たな損失リスクが予見される場合は、当社の管理部門へ速やかに連絡を行う体制としております。主要な国内子会社及び海外子会社については、当社の役職員が子会社取締役として経営に参画し、当社管理部門と共に、当社グループ業務の適正運用に努めております。また当社監査役は国内子会社監査役を兼務しております。

（ⅲ）当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

第③項の中期経営計画に基づき各子会社の毎期の目標・予算を設定し、子会社ごとの効率的な資源配分に努めております。経営計画をグループ経営計画として策定し、グループ全体としての業績管理を通して目標設定・フォロー・レビューを行うとともに、子会社については定期的に報告会を開催し、進捗を確認することで、効率的な業務遂行を図る体制としております。

（ⅳ）当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

第④項の企業憲章・行動規範に基づき、グループ全役職員に対し企業倫理の確立及び法令遵守を徹底するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の確立と徹底を図るために関連事項の審議等を行っております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置しております。また、監査役の職務を補助すべき使用人の配属、異動、評価等の人事事項については監査役会と事前に協議し実施しております。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役の報告に関する体制

監査役は、業務の適正な運営を検証するため、全ての重要な会議に出席できます。また、第④項の内部通報制度による通報並びに法令・定款違反、不正行為またはその可能性のある事実の発生があった場合、監査役が出席するコンプライアンス委員会に報告される体制としております。また、当社は、監査役に報告を行った当社グループの全役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行

わないこととしております。さらに、監査役の職務の執行に必要がある場合に、その費用は会社が負担することとしております。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力や団体に対しては、社会的正義を実践すべく、毅然とした態度で臨んでおります。当社グループ企業憲章及び行動規範に、社会の秩序を乱す反社会的勢力に対して毅然と対応することを定め、この原則を徹底しております。社内に対応部署を設け、平素より関係行政機関や地域企業と情報交換に努めております。また、事案の発生時には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し、速やかに対処できる体制としております。

⑨ 環境・衛生・安全を確保するための体制

人々の健康と安全を守り、地球環境保全に貢献する企業を目指し、環境・衛生・安全に関するEHS宣言を制定しております。また、安全統括本部を設置し、安全管理部において安全管理体制の再構築と環境保全の向上に努めております。さらに、製品の安全・安心の確保を重要事項とし、原材料から製品までの安全性を確保するため、品質保証部を主体とした、調査及び検証体制としております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制に関する基本方針」に基づき当社及び当社グループの業務の適正を確保するための適切な体制整備とその運用に努めております。

① 内部統制システム全般について

当事業年度において、内部監査については、監査部が年間の監査計画に基づいて、内部統制システムの体制の構築と運用状況につき、当社及び当社グループ子会社５社を対象とした監査を実施しました。財務報告に係る内部統制の評価については、評価を担当する組織が、内部統制の整備・運用状況の評価に関する計画書に基づいて、当社及び当社グループ子会社９社を対象とした内部統制評価を実施しました。

② コンプライアンス体制について

当事業年度において、取締役・監査役で構成されるコンプライアンス委員会を２回開催し、当社及び当社グループ子会社から報告されたコンプライアンスに関する課題等につき内容を審議し、必要となる対策を協議しました。またコンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度「明日への窓」を設置し、適正な運用に努めるとともに、当社及び当社グループ子会社への周知を図りました。

③ リスク管理体制について

危機管理本部を組織し、危機管理計画書を定めております。当事業年度において、重大な損失が発生する事象等はございませんでした。安全管理部は、環境保全・労働安全衛生・保安防災の観点からの監査計画に基づき、当社及び当社グループ子会社の主要事業所に対し、安全監査を実施しました。

④ グループ子会社の経営管理について

当社グループ子会社は、関係会社における報告規程に基づき、重要度に応じて取締役会あるいは取締役に報告を行いました。また、当事業年度において、海外子会社に対しグローバル経営会議を1回、グローバル執行役員会を四半期ごとに開催しました。また国内子会社に対し半期ごとに事業報告会を開催しました。

⑤ 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を18回開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた経営上重要な事項の決定及び業務執行の監督を行いました。また取締役及び幹部職員は、四半期ごとの経営会議を通じて業務執行者及び使用人との課題の共有を図りました。

⑥ 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を19回開催し、監査計画を定めるとともに、各監査役の監査活動につき情報共有し意見交換を行いました。監査役は取締役会に加え執行役員会、コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席するほか、必要に応じて取締役等と意見交換を行うなどして取締役の業務執行の監査を行いました。また、監査部及び会計監査人と定期的に意見交換を行いました。

7 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループは「技術立脚の精神に則り社会に貢献する」の企業理念の下、常に香料及びその関連技術の最先端の研究を続け、顧客に嗜好性の高く、高付加価値な香料を提供すると共に、リニューアブルなアロマイングリディエンツの開発等を通じ、持続可能な社会への貢献に努めております。また、医薬中間体を中心とするファインケミカル事業の分野においても、グローバル市場での厳しい競争環境にもかかわらず世界的に高い評価を得ております。

その結果として、当社グループは、国内香料業界のリーディングカンパニーであると同時に、アジア唯一のグローバル香料会社としてのポジションを築き上げ、世界でも屈指の香料会社に成長してまいりました。

このような当社の持続的な競争優位性・企業価値を支えているものは、次の諸点と考えております。

① 長年培ってきた技術力とそれを基盤とした事業シナジー

長年培ってきた高品質且つ高付加価値のアロマイングリディエンツの製造及び医薬中間体の開発をはじめとするファインケミカル事業を支える不斉合成技術・触媒反応等の技術。またこれらの技術を基盤として、有機的一体として結合している４つの事業の強みを活かしながら事業展開することによる、競合他社には無い独自のシナジー効果の発揮。

② 多様な嗜好性への深い理解とそれを活かす創香の経験やノウハウ

消費者の多様な嗜好性に対応する顧客の商品開発を強力に下支えするための創香に関する経験と技術的な蓄積。さらには、少量多品種かつ変化の激しい香料市場において、顧客の要望に迅速に対応するために確立された生産・供給体制。

③ 厳しい安全性基準を満たす製品への高い信頼と、これを維持するノウハウ

その性格上非常に厳しい安全性を求められる製品について、関連法令はもとより、厳格な社内基準をも満たす当社製品の高い品質・安全性とそれを維持管理するために長年に亘り蓄積された情報により確立されたシステム。

④ グローバルに経営資源を有効活用できる組織体制

各事業で蓄積されたノウハウを海外拠点も含めた当社グループで共有・有効活用し、世界規模で営業展開するグローバルな顧客への対応やグローバル事業展開を図るために確立された業務推進組織体制。

以上の強みを生かし、当社は今後も成長してまいります。

しかし、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、長年にわたり蓄積してきた膨大なノウハウと高い技術力に裏打ちされた当社独自の事業展開によるシナジー効果の評価、さらにはあらゆる消費財と地域の嗜好に対応した多品種な香料製品を提供する当社の企業価値の評価は困難であり、当社の企業価値の適正な評価には時間を要する上に、買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当でないかについて慎重な判断を要します。

また、当社の４事業の一部が売却されるようなことがあれば、各事業分野の有機的結合により実現される大きなシナジー効果が失われるおそれが高く、また、長期的視点に立っての研究開発及び品質・安全性に対する継続的な投資が行われませんと、技術的基盤が弱体化するのみならず、当社製品の高い安全性への信頼が損なわれ、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることになります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際には、主として次の類型の買付行為を行う株主は、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。具体的には、大量買付行為のうち、①後述の本プランに定める手続を遵守しない買付、②当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付、③強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、④買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社の顧客、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付を行う場合、当該買付行為を行う株主は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。

(2) 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社グループは、創業100周年を迎える2020年に向けて世界トップクラスの香料会社となることを長期ビジョンとした『TAKASAGO GLOBAL PLAN』を掲げ、平成27年度から新たな中期経営計画『TAKASAGO GLOBAL PLAN (GP-3)』(2015-2017年度) を始動させました。

当社グループの経営基本方針の１つは「信頼される商品を供給し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す」であり、GP-3グループ基本方針に基づく計画を遂行することにより競争優位性を確立し永続的な成長を実現いたします。

Ⅰ．中期経営計画における骨子は次のとおりであります。

「GP-3グループ基本方針」

① 事業基盤の再強化

需要増に柔軟に対応していく基盤を構築する。

② 人材開発

「挑戦できる人材」の育成を目指し、ローカル人材をグローバルに活用する。それを下支えする仕組みの構築を目指す。

③ 技術革新

技術立脚の企業理念に立ち返り、他社の追随を許さない「独自性（オリジナリティ）」、「優位性」のある革新的な技術の開発を目指す。

④ 顧客からの信頼

顧客にとって真に有意義なサプライヤーになることを目指す。

⑤ 利益体質改善

当社グループ内バリューチェーンの全体最適による利益体質の改善を図る。

このような、競争優位性を確立し永続的な成長を実現するための取組みにより、ブランド価値と企業価値、及び株主共同の利益の向上を追求してまいります。

Ⅱ．コーポレート・ガバナンス

当社は社外取締役１人を含む10人からなる取締役会が経営上の意思決定に係る最高機関となっておりますが、取締役の任期を１年とし、かつ、役員退職慰労金制度の廃止により、取締役の責任の所在の明確化を図っております。また、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員で構成される執行役員会が取締役会の下部組織として、迅速かつ的確な意思決定に努めるとともに、取締役会は経営監督機能の強化により重点をおいております。基本的に、取締役会、執行役員会はそれぞれ月１回開催し、経営会議は四半期に一度開催しております。特に執行役員会については、四半期に一度、海外拠点の執行役員も出席し、グローバルでの経営報告及び課題について情報を共有し、議論を行う場として位置づけております。

また、当社は、平成27年3月に取締役社長を委員長とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置し、持続的な株主価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスに関わる重要事項につき審議し、取締役会へ上程する体制としております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み《買収防衛策》

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入しております。

この対応策は、平成19年６月28日開催の第81回定時株主総会において株主の皆様の承認を得て導入し、平成22年６月25日開催の第84回定時株主総会及び平成25年６月26日開催の第87回定時株主総会における承認を得て更新しております。(以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。)

本プランは、当社株式に対する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付を行う旨の提案を受けている事実はありません。

具体的には、買付者により以下のいずれかに該当する買付（以下「対象買付」といいます。）がなされたときに、本新株予約権の無償割当てをするか否かを検討します。買付者は、本プランに従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
② 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を当社に提出していただきます。その後、買付者等から提出された情報が、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は有識者のいずれかに該当する者で構成される特別委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。特別委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。特別委員会は、買付者から提出された「買付説明書」の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要情報を追加提出するよう求めることがあります。

特別委員会は、買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は本新株予約権の無償割当ての要件の該当可能性が問題となっている場合等、本新株予約権の無償割当てを実施するに際して株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

本新株予約権は、金１円の金額を払い込むことにより行使し、普通株式１株を取得することができます。また、買付者による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当該株式１株と引換えに本新株予約権１個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社取締役会は、特別委員会の勧告または株主意思確認のための株主総会決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行い、速やかに決議内容を情報開示します。

本プランの有効期間は、平成25年３月期の定時株主総会の終結の時より平成28年３月期の定時株主総会の終結の時までの３年間とします。本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、本プランの有効期間中に定時株主総会で承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(4)　上記(3)の買収防衛策に対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

①　株主意思を反映するものである

イ．本プランは、平成25年６月開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただきました。

ロ．本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

ハ．取締役の任期を１年としており、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思が反映されます。

② 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、社外役員及びこれに準じた独立性を有する外部有識者を委員とする特別委員会を設置します。これにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された「買付説明書」「意向表明書」ならびに特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報の概要、買付者の買付内容に対する当社代表取締役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

③ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

④ 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止が可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）以上は概要となりますので、詳しい内容に関しましては当社ウェブサイト平成25年４月30日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」を御参照下さい。
(http://pdf.irpocket.com/C4914/qzIz/tXLL/necm.pdf)

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**86,892**
現金及び預金	17,037
受取手形及び売掛金	30,980
商品及び製品	20,032
仕掛品	104
原材料及び貯蔵品	13,598
繰延税金資産	1,209
その他	4,261
貸倒引当金	△332
固定資産	**86,563**
有形固定資産	**58,631**
建物及び構築物	32,782
機械装置及び運搬具	12,610
工具、器具及び備品	2,497
土地	7,601
建設仮勘定	3,139
無形固定資産	**1,976**
投資その他の資産	**25,956**
投資有価証券	23,319
出資金	221
退職給付に係る資産	1,199
繰延税金資産	159
その他	1,531
貸倒引当金	△475
資産合計	**173,455**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**50,890**
支払手形及び買掛金	12,003
短期借入金	22,586
１年内返済予定の長期借入金	5,498
１年内償還予定の社債	340
未払法人税等	769
賞与引当金	1,669
役員賞与引当金	21
その他	8,000
固定負債	**40,952**
社債	1,980
長期借入金	27,125
繰延税金負債	3,888
役員退職慰労引当金	15
退職給付に係る負債	6,966
その他	975
負債合計	**91,842**
純資産の部	
株主資本	**68,500**
資本金	**9,248**
資本剰余金	**8,358**
利益剰余金	**51,520**
自己株式	**△626**
その他の包括利益累計額	**11,499**
その他有価証券評価差額金	**11,035**
繰延ヘッジ損益	**△2**
為替換算調整勘定	**180**
退職給付に係る調整累計額	**286**
非支配株主持分	**1,612**
純資産合計	**81,613**
負債・純資産合計	**173,455**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(平成27年４月１日から平成28年３月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		**141,660**
売上原価		**96,382**
売上総利益		**45,278**
販売費及び一般管理費		**38,642**
営業利益		**6,635**
営業外収益		
受取利息	116	
受取配当金	382	
持分法による投資利益	45	
その他	552	1,096
営業外費用		
支払利息	560	
為替差損	904	
その他	230	1,695
経常利益		**6,036**
特別利益		
固定資産売却益	834	
補助金収入	217	
受取保険金	1,252	2,304
特別損失		
固定資産処分損	65	
固定資産圧縮損	1,267	
投資有価証券評価損	15	
ゴルフ会員権評価損	4	
持分変動損失	98	1,452
税金等調整前当期純利益		**6,888**
法人税、住民税及び事業税	1,399	
法人税等調整額	308	1,708
当期純利益		**5,179**
非支配株主に帰属する当期純利益		**299**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,880**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月9日

高砂香料工業株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　邉　道　明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金　井　沢　治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江　森　祐　浩	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂香料工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、従来定率法により減価償却を行っていた有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**47,830**
現金及び預金	5,001
受取手形	2,294
売掛金	17,400
商品及び製品	10,527
仕掛品	28
原材料及び貯蔵品	6,046
前渡金	7
繰延税金資産	676
関係会社短期貸付金	3,850
その他	2,000
貸倒引当金	△3
固定資産	**79,855**
有形固定資産	**27,016**
建物	14,168
構築物	1,337
機械及び装置	6,362
車両運搬具	73
工具、器具及び備品	1,224
土地	3,542
建設仮勘定	307
無形固定資産	**357**
施設利用権	38
電話加入権	19
ソフトウエア	294
その他	4
投資その他の資産	**52,481**
投資有価証券	20,873
関係会社株式	11,387
出資金	3
関係会社出資金	12,287
関係会社長期貸付金	7,111
差入保証金	535
前払年金費用	595
その他	417
貸倒引当金	△731
資産合計	**127,685**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**35,816**
支払手形	2,135
買掛金	6,449
短期借入金	17,850
1年内返済予定の長期借入金	4,734
1年内償還予定の社債	340
未払金	721
未払法人税等	90
未払費用	1,496
賞与引当金	1,307
役員賞与引当金	15
その他	677
固定負債	**33,869**
社債	1,980
長期借入金	22,561
繰延税金負債	3,338
退職給付引当金	5,641
長期預り保証金	271
その他	76
負債合計	**69,686**
純資産の部	
株主資本	**47,170**
資本金	**9,248**
資本剰余金	**8,357**
資本準備金	8,355
その他資本剰余金	1
利益剰余金	**30,234**
利益準備金	1,905
その他利益剰余金	28,329
固定資産圧縮積立金	542
配当準備金	470
研究開発積立金	320
別途積立金	1,714
繰越利益剰余金	25,282
自己株式	**△670**
評価・換算差額等	**10,828**
その他有価証券評価差額金	**10,831**
繰延ヘッジ損益	**△2**
純資産合計	**57,999**
負債・純資産合計	**127,685**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位 百万円）

科目	金額	
売上高		**60,917**
売上原価		**43,215**
売上総利益		**17,701**
販売費及び一般管理費		**15,994**
営業利益		**1,707**
営業外収益		
受取利息	155	
受取配当金	1,375	
関係会社受入手数料	187	
その他	354	2,073
営業外費用		
支払利息	368	
社債利息	8	
貸倒引当金繰入額	47	
関係会社支払手数料	141	
為替差損	317	
その他	150	1,033
経常利益		**2,747**
特別利益		
固定資産売却益	0	
補助金収入	217	
受取保険金	1,252	1,470
特別損失		
固定資産処分損	39	
固定資産圧縮損	1,267	
投資有価証券評価損	15	
ゴルフ会員権評価損	3	1,326
税引前当期純利益		**2,891**
法人税、住民税及び事業税	420	
法人税等調整額	269	689
当期純利益		**2,201**

（注）金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

高砂香料工業株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　邉　道　明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金　井　沢　治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江　森　祐　浩	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、従来定率法により減価償却を行っていた有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも、コーポレートガバナンス強化の観点から内部統制システムの整備・運用の高度化への取組が重要であると考えております。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤ 平成25年4月に当社平塚工場において火災事故が発生しましたが、その後安全対策へ注力してまいりました。監査役会は引続き取組状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月9日

高砂香料工業株式会社　監査役会

常勤監査役　荒　井　英　夫 ㊞

常勤監査役　川　端　茂　樹 ㊞

監　査　役　中　江　康　男 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社をとりまく経営環境は依然として厳しい状況にありますが、グローバル企業として長期的な視野に立った事業収益の拡大ならびに経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対する適正な利益還元を実施することを基本方針とし、安定的な配当を維持してまいりたいと存じます。当期の期末配当につきましては、財政状況等を勘案し、普通配当１株につき25円とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は平成27年６月25日開催の第89回定時株主総会の決議に基づき、平成27年10月１日付で５株を１株とする株式併合を実施いたしました。第90期（当事業年度）中間配当金につきましては、1株につき４円にてお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は株式併合前に換算いたしますと、中間配当金４円と、期末配当金５円を合わせた１株あたり９円（１円の増配）、株式併合後に換算いたしますと、中間配当金20円、期末配当金25円を合わせた１株あたり45円（５円の増配）に相当いたします。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金　　25円
総額　　495,897,175円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月27日（月）

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

（※印は新任取締役候補者）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	桝村　聡（ますむら　さとし） （昭和33年10月20日生）	昭和58年４月　当社入社 平成15年４月　当社フレーバー事業本部フレーバー研究所第一部長 平成20年４月　当社研究開発本部フレーバー研究所長 平成24年６月　当社執行役員 平成25年６月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長 平成26年５月　当社代表取締役社長執行役員 平成26年６月　高砂香料西日本工場株式会社代表取締役社長（現在に至る） 平成27年６月　当社代表取締役社長執行役員研究開発本部長兼安全統括本部長兼人事・総務本部長（現在に至る） 重要な兼職の状況： 高砂香料西日本工場株式会社代表取締役社長	3,300株
2	野依良治（のより　りょうじ） （昭和13年９月３日生）	昭和47年８月　名古屋大学理学部教授 平成９年１月　名古屋大学大学院理学研究科長・理学部長（併任） 平成13年６月　当社取締役（現在に至る） 平成13年12月　ノーベル化学賞受賞 平成15年10月　名古屋大学特任教授 同月　独立行政法人理化学研究所理事長 平成16年10月　名古屋大学特別教授（現在に至る） 平成27年６月　国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長（現在に至る） 同月　東レ株式会社社外取締役（現在に至る） 重要な兼職の状況： 東レ株式会社社外取締役	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	三田雅幸（みたまさゆき） (昭和24年10月14日生)	昭和50年2月　当社入社 平成8年4月　当社フレグランス研究所OEB部長 平成9年6月　当社フレグランス企画部長 平成18年6月　当社執行役員国際事業本部副本部長兼タカサゴインターナショナルコーポレーション（U.S.A.）副社長 平成20年6月　当社取締役執行役員国際事業本部長 平成21年3月　当社取締役常務執行役員 平成23年6月　株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長（現在に至る） 平成27年6月　当社取締役常務執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部長、品質保証部担当（現在に至る） 重要な兼職の状況： 株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長	5,600株
4	笠松弘典（かさまつひろのり） (昭和30年10月28日生)	昭和53年4月　日本生命保険相互会社入社 平成9年3月　同社ニッポン・ライフ・ドイチェランド現地法人社長 平成11年3月　同社ロンドン事務所海外事務所長 平成15年3月　同社証券管理部長 平成18年3月　同社資金証券部長 平成20年3月　同社関連事業部担当部長 平成20年6月　当社常勤監査役 平成22年6月　当社執行役員経理部長、国内関連事業部担当 平成24年6月　当社取締役常務執行役員 平成28年4月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼経理部長兼関連事業部長兼法務・特許部長、監査部担当（現在に至る）	2,300株
5	松尾孝司（まつおたかし） (昭和28年12月19日生)	昭和55年6月　当社入社 昭和60年8月　タカサゴスールアメリカーナ取締役 平成5年9月　タカサゴ・デ・メキシコ副社長 平成16年4月　当社フレーバー販売第一部長 平成18年6月　当社情報システム部長 平成22年3月　当社執行役員営業本部フレーバー事業部副事業部長 平成25年6月　高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長 平成26年6月　当社取締役常務執行役員生産本部長 平成27年4月　当社取締役常務執行役員生産調達本部長（現在に至る）	2,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	藤原 久也（ふじわら ひさや） (昭和30年９月５日生)	昭和 55年４月　当社入社 平成 15年４月　タカサゴヨーロッパパフューマリーラボラトリー S.A.R.L（TEPL）代表取締役 平成 18年４月　当社資材部長 平成 21年４月　当社経理部長兼購買部長 平成 22年７月　当社フレグランス事業部長 平成 24年７月　当社執行役員フレグランス・アロマケミカル事業本部長 平成 24年９月　当社執行役員米州総支配人 平成 24年10月　Takasago International Corporation (U.S.A.)代表取締役社長（現在に至る） 平成 26年６月　当社取締役常務執行役員（現在に至る） 重要な兼職の状況； Takasago International Corporation (U.S.A.)代表取締役社長	3,000株
7	アルフレド・エー・アスンシオン（Alfred A Asuncion, JR.） (昭和30年9月28日生)	昭和 52年７月　Unilever Philippines, PRC 入社 昭和 59年１月　Chromium Industries of the Philippines 入社 昭和 61年２月　Takasago Import-Export Corportion (Philippines) 入社 平成 ３年１月　同社 General Manager 平成 ８年２月　当社フレグランス販売部副部長 平成 11年２月　Takasago International (Singapore) Pte. Ltd. Director & General Manager 平成 14年10月　同社代表取締役社長（現在に至る） 平成 19年６月　当社執行役員 平成 25年６月　当社常務執行役員 平成 27年６月　当社取締役常務執行役員（現在に至る） 重要な兼職の状況； Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.代表取締役社長	2,400株
8	山形 達哉（やまがた たつや） (昭和38年７月27日生)	昭和 61年 ４月　当社入社 昭和 63年 ７月　Takasago International (Singapore) Pte.Ltd. 平成 15年 ３月　Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長 平成 20年 ７月　当社国際事業本部フレーバーＧＳＰＣオフィス部長兼フレーバー事業本部コーヒー事業推進部長 平成 22年 ７月　上海高砂・鑑臣香料有限公司総経理 平成 25年 ６月　当社執行役員 平成 26年 ６月　当社執行役員企画開発本部副本部長 平成 27年 ６月　当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長兼経営企画部長兼国際品質保証統括部長、情報システム部担当（現在に至る）	1,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	染川 健一（そめかわ けんいち） （昭和39年11月３日生）	昭和62年 ４月　当社入社 昭和63年 ９月　Takasago International Corporation (U.S.A.) 平成15年 ４月　当社フレーバー販売第四部長 平成18年 ４月　当社フレーバーＧＳＰＣオフィス部長兼フレーバー販売第四部長兼コーヒー事業推進部長 平成20年 ７月　Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長 平成25年 ６月　当社執行役員 平成26年 ６月　当社執行役員フレーバー事業本部副本部長 平成27年 ６月　高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長（現在に至る） 同月　当社取締役常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当（現在に至る） 重要な兼職の状況； 高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長	1,200株
10※	谷中 史弘（やなか ふみひろ） （昭和37年１月19日生）	昭和59年 ４月　当社入社 平成17年 ４月　フレーバー研究所第二部長 平成20年 ４月　Takasago Intenational (Singapore) Pte.Ltd. Director 平成24年 ７月　当社フレーバー研究所長 平成25年 ７月　当社理事 平成26年 ６月　当社執行役員 平成27年 ６月　当社執行役員フレーバー研究所長（現在に至る）	4,400株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者；
野依良治氏は社外取締役候補者であります。また当社取締役の在任期間は本総会終結の時をもって15年間となります。
3. 社外取締役候補者とした理由；
野依良治氏は、独立行政法人等における管理者としての職務を歴任し、組織運営全般に関する豊富な経験を有しております。また当社が得意とする有機合成化学分野は、同氏の長年の研究領域であり、豊富な経験・識見を基にした助言は、当社事業の競争力を高め企業価値向上に資するとの判断により、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 独立役員候補者；
野依良治氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

現任の監査役のうち荒井英夫及び中江康男の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりです。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

（※印は新任監査役候補者）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 ※	大西一清（おおにしかずきよ） （昭和32年１月15日生）	昭和55年４月　大蔵省（現財務省）入省 平成９年７月　大阪国税局査察部長 平成10年７月　関東財務局理財部長 平成14年７月　国税庁調査査察部査察課長 平成17年６月　公正取引委員会事務総局経済取引局総務課長 平成19年６月　オーストラリア国立大学客員研究員 平成20年７月　預金保険機構財務部長 平成24年１月　名古屋税関長 平成24年７月　大阪税関長 平成25年７月　財務省大臣官房政策評価審議官 平成26年７月　横浜税関長 平成27年７月　財務省退職 平成27年10月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問（現在に至る）	0株
2	中江康男（なかえやすお） （昭和22年６月11日生）	昭和45年４月　丸紅飯田株式会社（現丸紅株式会社）入社 昭和62年９月　中江産業株式会社入社 平成２年５月　同社取締役 平成４年５月　同社常務取締役 平成６年12月　同社代表取締役専務取締役 平成７年４月　同社代表取締役社長（現在に至る） 平成９年６月　当社監査役（現在に至る） 重要な兼職の状況： 中江産業株式会社代表取締役社長	586株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者；
大西一清及び中江康男の両氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者とした理由；
大西一清氏は、長年の行政機関における経歴を通じ、財政や税務行政で培われた高い専門性が求められる分野において豊富な経験と幅広い識見を有しており、当社社外監査役候補者として適任と判断いたしております。なお同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。同氏は、平成28年6月23日付にて、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を退職予定です。
中江康男氏は、事業法人の経営者として経営全般にわたる豊富な経験と幅広い識見を有しており、当社社外監査役候補者として適任と判断いたしております。なお、中江産業株式会社は当社の大株主でありますが、当社との間には特別の利害関係や取引はありません。同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって19年となります。

4. 独立役員候補者；
大西一清及び中江康男の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第４号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新についての件

当社は、2007年5月15日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認の下に当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することを決議し、同年6月28日開催の当社第81回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後当社は、2013年6月26日開催の当社第87回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新（以下、更新後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。）を行っておりますが、現行プランの有効期間は2016年3月期の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

当社は、現行プランの有効期間満了に先立ち、更新の是非も含め買収防衛策の意義と必要性を改めて検討してまいりました。その結果、2016年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を引き続き維持することを確認した上で、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決定いたしました。つきましては、株主の皆様に本プランを導入することの承認をお願いするものであります。

1.　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは「技術立脚の精神に則り社会に貢献する」の企業理念の下、常に香料及びその関連技術の最先端の研究を続け、顧客に嗜好性の高く、高付加価値な香料を提供すると共に、リニューアブルなアロマイングリディエンツの開発等を通じ、持続可能な社会への貢献に努めております。また、医薬中間体を中心とするファインケミカル事業の分野においても、グローバル市場での厳しい競争環境にもかかわらず世界的に高い評価を得ております。

その結果として、当社グループは、国内香料業界のリーディングカンパニーであると同時に、アジア唯一のグローバル香料会社としてのポジションを築き上げ、世界でも屈指の香料会社に成長してまいりました。

このような当社の持続的な競争優位性・企業価値を支えているものは、次の諸点と考えております。

①長年培ってきた技術力とそれを基盤とした事業シナジー

長年培ってきた高品質且つ高付加価値のアロマイングリディエンツの製造及び医薬中間体の開発をはじめとするファインケミカル事業を支える不斉合成技術・触媒反応等の技術。またこれらの技術を基盤として、有機的一体として結合している4つの事業の強みを活かしながら事業展開することによる、競合他社には無い独自のシナジー効果の発揮。

②多様な嗜好性への深い理解とそれを活かす創香の経験やノウハウ

消費者の多様な嗜好性に対応する顧客の商品開発を強力に下支えするための創香に関する経験と技術的な蓄積。さらには、少量多品種かつ変化の激しい香料市場において、顧客の要望に迅速に対応するために確立された生産・供給体制。

③厳しい安全性基準を満たす製品への高い信頼と、これを維持するノウハウ

その性格上非常に厳しい安全性を求められる製品について、関連法令はもとより、厳格な社内基準をも満たす当社製品の高い品質・安全性とそれを維持管理するために長年に亘り蓄積された情報により確立されたシステム。

④グローバルに経営資源を有効活用できる組織体制

各事業で蓄積されたノウハウを海外拠点も含めた当社グループで共有・有効活用し、世界規模で営業展開するグローバルな顧客への対応やグローバル事業展開を図るために確立された業務推進組織体制。

以上の強みを生かし、当社は今後も成長してまいります。

しかし、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、長年にわたり蓄積してきた膨大なノウハウと高い技術力に裏打ちされた当社独自の事業展開によるシナジー効果の評価、さらにはあらゆる消費財と地域の嗜好に対応した多品種な香料製品を提供する当社の企業価値の評価は困難であり、当社の企業価値の適正な評価には時間を要する上に、買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当でないかについて慎重な判断を要します。

また、当社の4事業の一部が売却されるようなことがあれば、各事業分野の有機的結合により実現される大きなシナジー効果が失われるおそれが高く、また、長期的視点に立っての研究開発及び品質・安全性に対する継続的な投資が行われませんと、技術的基盤が弱体化するのみならず、当社製品の高い安全性への信頼が損なわれ、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることになります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際には、主として次の類型の買付行為を行う株主は、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。具体的には、大量買付行為のうち、①後述の本プランに定める手続を遵守しない買付、②当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付、③強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、④買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社の顧客、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付を行う場合、当該買付行為を行う株主は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。

2. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社グループは創業100周年を迎える2020年に向けて世界トップクラスの香料会社となることを長期ビジョンとした、『TAKASAGO GLOBAL PLAN』を掲げ、2015年度から新たな中期経営計画『TAKASAGO GLOBAL PLAN(GP-3)』(2015-2017年度）を始動させました。

当社グループ会社の経営基本方針の1つは「信頼される商品を供給し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す」であり、GP-3グループ基本方針に基づく計画を遂行することにより競争優位性を確立し永続的な成長を実現いたします。

中期経営計画における骨子は次のとおりです。

「GP-3グループ基本方針」

①事業基盤の再強化

需要増に柔軟に対応していく基盤を構築する。

②人材開発

「挑戦できる人材」の育成を目指し、ローカル人材をグローバルに活用する。それを下支えする仕組みの構築を目指す。

③技術革新

技術立脚の企業理念に立ち返り、他社の追随を許さない「独自性（オリジナリティ）」、「優位性」のある革新的な技術の開発を目指す。

④顧客からの信頼

顧客にとって真に有意義なサプライヤーになることを目指す。

⑤利益体質改善
当社グループ内バリューチェーンの全体最適による利益体質の改善を図る。

このような、競争優位性を確立し永続的な成長を実現するための取組みにより、ブランド価値と企業価値、及び株主共同の利益の向上を追求してまいります。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付（(2)(a)に定義されます。）を行う旨の提案を受けている事実はありません。

(2) 本プランの発動及び不発動に係る手続

(a)対象となる買付

買付者により以下のいずれかに該当する買付（以下「対象買付」といいます。）がなされたときに、本新株予約権（3.(4)に定義されます。以下同じ。）の無償割当てをするか否かを検討します。買付者は、本プランに従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

① 当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付

② 当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]を行う者の株券等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b)意向表明書の提出

買付者は、買付の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び買付説明書（(d)に定義されます。）における使用言語は日本語に限ります。

---

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において、別段の定めがない限り同じとします。
2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。
3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。
4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。
6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。
7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

(c)特別委員会の設置

当社取締役会は、意向表明書を受領したとき、又は対象買付がなされる可能性がある場合、特別委員会規則（その概要については別紙1のとおりです。）に従い、速やかに特別委員会を設置します。

当社取締役会は、特別委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者からの独立性が高い、社外役員及び外部有識者の中から特別委員会の委員を選定します。特別委員会の委員は原則3名とします。なお、外部有識者は、選任時に、社外取締役及び社外監査役の資格要件を満たす者に限り、かつ、当社の特定関係事業者の業務執行者、又は、当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬を除きます。）を受ける予定があり若しくは過去2年間に受けていた者を除きます。なお、特別委員会が設置された場合の委員については、現時点においては別紙2記載の3名を予定しております。

(d)買付者に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者に対して交付いたします。対象買付を行う買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、別紙3に定める情報を含む買付者の買付内容の検討のために必要な情報（以下「必要情報」といいます。）を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。

特別委員会は、買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要情報を追加提出するよう求めることがあります。また、当社は、買付者が当社に対して必要情報の提供を完了した場合には、速やかにその旨を開示いたします。

(e)買付内容の検討、買付者との交渉

①当社代表取締役に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者から買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報が提出された場合、当社代表取締役に対しても、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求します。

②特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報を受領した後、原則として最長60営業日の間、買付者の買付内容の検討、当社代表取締役が提示する代替案の検討、買付者と当社代表取締役の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、特別委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、顧客、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取します。その上で、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を検討します。なお、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、特別委員会は、必要に応じ、直接又は間接に買付者と協議、交渉を行います。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。また、買付者は、特別委員会の検討期間が満了するまでは、買付を実行することができないものとします。

特別委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものとなるように、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③情報開示

特別委員会は、その判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報の概要、買付者の買付内容に対する当社代表取締役の意見、当社代表取締役から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、営業秘密

等開示に不適切と特別委員会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

(f)特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものとします。なお、特別委員会は、以下の手続に従い行われる勧告の内容及びその理由、その他の事項（下記③に従い特別委員会の検討期間を延長する旨の決議を行う場合には、その旨及び延長期間・理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

①特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを勧告します。なお、特別委員会は、買付について(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」(b)乃至(d)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

②特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉の結果、買付者による買付が(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しなくなるか、該当しても本新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てをしないことを勧告します。なお、買付者が本プランに定める手続を遵守した場合、当社取締役会は、買付者による買付が(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」(b)乃至(d)に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に当該買付に反対であったとしても、反対意思の表明、代替案の提示、株主の皆様に対する説明等を行うにとどめ、原則として本プランを発動いたしません。

③特別委員会が本プランの発動の延期を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会の検討期間の満了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内（原則として30日間を上限とします。）で、特別委員会の検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(g)取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告に従い本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の決議を行うものとします。但し、(h)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

(h)株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i) (f)①に従い、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)ある買付について(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」(b)乃至(d)の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者による買付が以下のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合、(2)「本プランの発動及び不発動に係る手続」に定める手続により、本新株予約権の無償割当てを行います。

(a)本プランに定める手続を遵守しない買付である場合

(b)以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合

①株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為
③当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(c)強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

(d)買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社の顧客、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付である場合

(4) 本新株予約権の内容

本プランが発動されることとなった場合、当社は、(i)買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び(ii)当社が当該買付者以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して無償割当ていたします。本新株予約権のその他概要については、別紙4「本新株予約権の概要」をご参照ください。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2019年3月期の定時株主総会の終結の時までの3年間とします。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、 本プランの有効期間中に定時株主総会で承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本更新についての株主総会での承認

本更新は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に行われることとしています。

5. 本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(1) 株主意思の反映

本更新は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に行われることとしています。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

(2) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、社外役員及びこれに準じた独立性を有する外部有識者を委員とする特別委員会を設置します。これにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報の概要、買付者の買付内容に対する当社代表取締役の意見、代替案の概

要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

(3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

(4) 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本更新時に株主の皆様に与える影響

本更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、別紙4「本新株予約権の概要」7.に定める本新株予約権を行使することができない買付者等の非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合には、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。なお、本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様に本新株予約権が無償にて割り当てられます。

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様に交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が非適格者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただくことがあります。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者が買付を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

別紙 1

特別委員会規則の概要

- 当社は、意向表明書を受領したとき、又は対象買付がなされる可能性がある場合、速やかに、当社取締役会の決議により、特別委員会を設置する。
- 特別委員会の委員は、原則として3名とし、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者からの独立性が高い、社外取締役、社外監査役及び外部有識者の中から、当社取締役会が選任する。但し、外部有識者は、選任時において、①社外取締役及び社外監査役の資格要件を満たす者であること、かつ、②当社の特定関係事業者の業務執行者、又は、当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬を除く。）を受ける予定があり若しくは過去2年間に受けていた者のいずれでもないことを要する。
- 特別委員会委員の任期は、就任の時から2019年3月期の当社定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 特別委員会は、本プランに従い、以下の各号に記載される事項について決定を行い、また、その決定の内容を理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。特別委員会委員は、かかる決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  ① 本プランの対象となる対象買付への該当性の判断
  ② 買付者及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  ③ 買付者の対象買付の内容の検討
  ④ 買付者との協議・交渉
  ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  ⑥ 特別委員会検討期間の延長の決定
  ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会招集の要否の判断
  ⑧ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
- 特別委員会は、買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、必要情報を追加提出するよう求める。特別委員会は、買付者から買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報が提出された場合、当社代表取締役に対しても、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求する。
- 特別委員会は、買付者の買付内容の検討、当社代表取締役が提示する代替案の検討、買付者と当社代表取締役の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行う。また、特別委員会は、株主の意向の把握に努めるとともに、顧客、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取する。
- 特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、必要に応じ、直接又は間接に買付者と協議、交渉を行う。
- 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- 各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

・ 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員の3分の2以上が出席（会議電話及びテレビ電話による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

別紙２

特別委員会委員候補者の略歴

野依 良治

昭和47年 8 月	名古屋大学理学部教授
平成 8 年 8 月	同大学大学院理学研究科教授
平成 9 年 1 月	同大学大学院理学研究科長・理学部長(併任)
平成13年 6 月	当社取締役(現在に至る)
平成13年12月	ノーベル化学賞受賞
平成15年10月	名古屋大学特任教授
平成15年10月	独立行政法人理化学研究所理事長
平成16年10月	名古屋大学特別教授(現在に至る)
平成27年 6 月	国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長（現在に至る）
平成27年 6 月	東レ株式会社社外取締役（現在に至る）

荒井 英夫

昭和53年 4 月	大蔵省（現財務省）入省
平成18年 7 月	国税庁長官官房審議官
平成19年 7 月	国税庁課税部長
平成21年 7 月	東京国税局長
平成24年 6 月	当社常勤監査役(現在に至る)

吉田　康

昭和57年 4 月	東京弁護士会登録（34期）
昭和59年 4 月	吉田康法律事務所開設（現在に至る）

(注) 現任の荒井英夫氏は、本総会終結の時をもって当社監査役を退任予定です。当社取締役会は、別紙１特別委員会規則の規定に則り、「第３号議案　監査役２名選任の件」が承認可決されることを条件として、監査役候補者 大西一清氏を本特別委員会委員として選定する予定としております。当社取締役会の承認決議後、速やかに株式会社東京証券取引所に適時開示を行います。

別紙３

必要情報

① 買付者及びそのグループ（共同保有者[8]、特別関係者及び組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

② 買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）

③ 買付の価格の算定根拠

④ 買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑤ 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑥ 買付後における当社グループの顧客、取引先、従業員等への対応方針

⑦ 買収提案に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき競争法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得可能性

⑧ 買付後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性

⑨ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

---

8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

別紙4

「本新株予約権の概要」

1. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、原則として、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は1円とします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記9項②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

7. 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者[9]、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者[10]、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者[11]（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」といいます。）は、一定の例外事由[12]が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、適用法令に従い、下記9項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります）。

8. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

9. 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを

取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

---

9 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

10 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

12 具体的には、(x)買付者が本新株予約権無償割当て決議後に買付を中止若しくは撤回又は爾後買付を実施しないことを誓約するとともに、買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(i)当該買付の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

参考情報

当社の株式の状況（平成28年3月31日現在）

■ 発行可能株式総数　60,000,000株
■ 発行済株式総数　20,152,397株
■ 株主数　5,640名
■ 大株主の状況

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,592	13.1
日本生命保険相互会社	1,468	7.4
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	1,016	5.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	947	4.8
共栄火災海上保険株式会社	750	3.8
中江産業株式会社	720	3.6
株式会社みずほ銀行	604	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	588	3.0
株式会社紀陽銀行	471	2.4
高砂香料従業員持株会	437	2.2

(注) 1．持株比率は発行済株式の総数から自己株式数(316,510株)を控除して計算しております。
2．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

第５号議案　役員賞与支給の件

当事業年度の業績等を勘案して、当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役９名及び監査役３名に対し、役員賞与総額15,215千円（取締役分11,690千円、監査役分3,525千円）を支給することといたしたく存じます。

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図



東京都大田区蒲田5丁目37番1号

ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室
（17階へは、高層階用エレベーターをご利用ください。）

交通のご案内

- ●JR京浜東北線「蒲田駅」東口より徒歩3分
- ●東急電鉄「蒲田駅」より徒歩5分
- ●京浜急行「京急蒲田駅」西口より徒歩7分

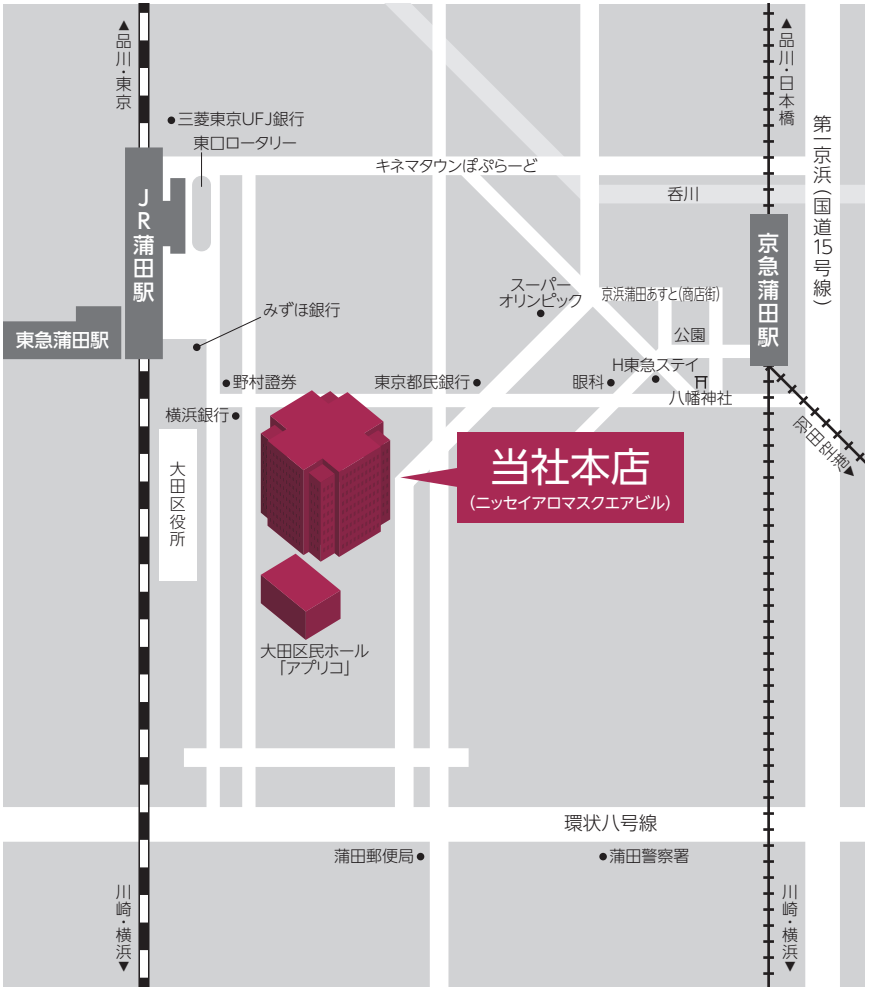

高砂香料工業株式会社

〒144-8721　東京都大田区蒲田5丁目37番1号
ニッセイアロマスクエア17F
TEL：03-5744-0511（代表）
ホームページアドレス：http://www.takasago.com/

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

(証券コード　4914)
平成28年６月３日

株　主　各　位

東京都大田区蒲田５丁目37番１号
高砂香料工業株式会社
取締役社長　榊　村　　聡

第90回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項のご案内

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第90回定時株主総会招集のご通知に際して、株主の皆様にご提供すべき書類のうち、下記の事項に係わる情報につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上のウエブサイト（http://takasago.com）への掲載によりご提供させていただきますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

インターネット開示事項

1. 連結株主資本等変動計算書　（　2　頁）
2. 連　結　注　記　表　（3～11頁）
3. 株主資本等変動計算書　（　12　頁）
4. 個　別　注　記　表　（13～16頁）

以上

連結株主資本等変動計算書

(平成27年４月１日から平成28年３月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,248	8,357	47,334	△619	64,321
当期変動額					
剰余金の配当			△793		△793
親会社株主に帰属する当期純利益			4,880		4,880
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		0		0	0
持分法の適用範囲の変動			98		98
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	−	0	4,185	△6	4,179
当期末残高	9,248	8,358	51,520	△626	68,500

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,186	0	2,243	650	14,081	1,647	80,050
当期変動額							
剰余金の配当							△793
親会社株主に帰属する当期純利益							4,880
自己株式の取得							△6
自己株式の処分							0
持分法の適用範囲の変動							98
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△150	△3	△2,063	△364	△2,581	△35	△2,616
当期変動額合計	△150	△3	△2,063	△364	△2,581	△35	1,562
当期末残高	11,035	△2	180	286	11,499	1,612	81,613

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等）

1.　連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　　20社

(連結子会社の名称)

株式会社高砂ケミカル、高砂スパイス株式会社、高栄産業株式会社、
高砂珈琲株式会社、高砂フードプロダクツ株式会社、株式会社高砂アロマス、
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション、南海果工株式会社、
高砂香料西日本工場株式会社、
Takasago International Corporation (U.S.A.)、Takasago de Mexico S.A. de C.V.、
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.、
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.、Takasago Europe G.m.b.H.、
Takasago International Chemicals (Europe) S.A.、
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.、
Takasago International (India) Pvt. Ltd.、
上海高砂･鑑臣香料有限公司、上海高砂香料有限公司、高砂香料（広州）有限公司

（2）非連結子会社の数　　17社

（主要な非連結子会社の名称）

高和産業株式会社、有限会社高砂保険サービス、Takasago International（Philippines), Inc.
P.T.Takasago Indonesia、Takasago International Corporation（Korea)

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益　（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結子会社の数　　17社

（主要な会社名）

高和産業株式会社、有限会社高砂保険サービス、Takasago International（Philippines), Inc.
P.T.Takasago Indonesia、Takasago International Corporation（Korea)

当連結会計年度において、新たに設立出資したことに伴い、PT. Takasago International Indonesiaを持分法適用の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、新たに株式を取得したことに伴い、Centre Ingredient Technology, Inc.を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の関連会社の数　　1社
(会社名)
厦門華日食品有限公司
当連結会計年度より、Dan Kaffe（Malaysia）SDN. BHD.は、第三者割当増資により当社持分比率が低下したため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、国内子会社９社の決算日は３月31日、在外子会社11社の決算日は12月31日であります。在外子会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法
② デリバティブ
時価法
③ たな卸資産
通常の販売目的で保有するたな卸資産
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　8～50年
機械装置及び運搬具　　2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ただし、金額が僅少なものについては、一括費用処理しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しております。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

6. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社及び国内子会社の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法については、従来、定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）によっておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社は、グループ全体のBCP（事業継続計画）と生産の効率化を推進するため、広島県三原市に新工場を建設したことを契機に、当社及び国内子会社において、有形固定資産の減価償却方法の見直しを行いました。その結果、当社及び国内子会社の有形固定資産は、今後も長期にわたって安定的な稼働が見込まれることから、定額法に変更し使用期間を通じて均等に費用配分を行うことが、事業の実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益が586百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ590百万円増加しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1.　有形固定資産の減価償却累計額　90,915百万円

2.　担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

有形固定資産（建物・機械装置他）　4,692百万円

（2）担保に係る債務

短期借入金　1百万円

3.　有形固定資産の圧縮記帳額　2,598百万円

4.　保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

Dan Kaffe (Malaysia) SDN. BHD.	55百万円
その他	10百万円
計	65百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1.　当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　20,152,397株

(注) 平成27年６月25日開催の第89回定時株主総会の決議により、平成27年10月１日付で普通株式５株を１株とする株式併合を実施しております。これにより、発行済株式の総数は80,609,591株減少し、20,152,397株となっております。

2.　配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月25日 定時株主総会	普通株式	396百万円	4円	平成27年３月31日	平成27年６月26日
平成27年11月11日 取締役会（注）	普通株式	396百万円	4円	平成27年９月30日	平成27年12月２日

(注) １株当たり配当額については、基準日が平成27年９月30日であるため、平成27年10月１日付で実施した株式併合は加味しておりません。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年６月24日	普通株式	495百万円	利益剰余金	25円	平成28年３月31日	平成28年６月27日

（金融商品に関する注記）

1.　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するため実需に伴う取引に限定して実施することとし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の取引先債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価は定期的に把握されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、以下のとおりであります。

①　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップ及び通貨オプションについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a.　ヘッジ手段・・・為替予約
　　ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務

b.　ヘッジ手段・・・金利スワップ
　　ヘッジ対象・・・借入金

③　ヘッジ方針

ヘッジ取引に係る取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従って、取引の実行・管理を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として年２回、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計額を基礎として行っております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段の資産・負債に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略しております。

デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度（平成28年３月31日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注) 2. 参照）

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,037	17,037	－
(2) 受取手形及び売掛金	30,980	30,980	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	20,632	20,632	－
資産計	68,649	68,649	－
(1) 支払手形及び買掛金	12,003	12,003	－
(2) 短期借入金	22,586	22,586	－
(3) 社債	2,320	2,350	30
(4) 長期借入金	32,623	33,275	651
負債計	69,533	70,215	681
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。債券は将来の予定受取利息及び予定償還額について債券発行元の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位 百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	20,218	4,277	15,940
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	413	481	△68
合計		20,632	4,759	15,872

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社の発行する社債の時価は全て市場価格のないものであるため、将来の予定償還額及び予定利払額について当社の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、将来の予定返済額及び予定利払額について当社の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 2,687百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位 百万円)

	1年内
現金及び預金	17,037
受取手形及び売掛金	30,980
合計	48,017

(注) 4. 社債及び長期借入金の返済予定額

(単位 百万円)

区 分	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	340	340	540	340	360	400
長期借入金	5,498	6,467	5,753	3,426	6,197	5,280

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地及び建物（オフィスビル）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸収益は1,433百万円、賃貸費用は192百万円（賃貸収益、賃貸費用の主要なものは売上高、売上原価に、それ以外は営業外収益等に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位 百万円)

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
1,335	△12	1,323	24,029

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主な減少額は減価償却費であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については不動産鑑定評価書に基づく金額であります。それ以外については、一定の評価額または市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額　4,033円12銭
2. 1株当たり当期純利益金額　246円02銭

(注) 平成27年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年４月１日から平成28年３月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本												
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	配当準備金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	9,248	8,355	1	8,357	1,905	546	470	320	1,714	23,869	28,826	△663	45,769
当期変動額													
固定資産圧縮積立金の積立 (注)						13				△13	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩						△17				17	-		-
剰余金の配当										△793	△793		△793
当期純利益										2,201	2,201		2,201
自己株式の取得												△6	△6
自己株式の処分			0	0								0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)													
当期変動額合計	-	-	0	0	-	△4	-	-	-	1,412	1,408	△6	1,401
当期末残高	9,248	8,355	1	8,357	1,905	542	470	320	1,714	25,282	30,234	△670	47,170

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10,995	0	10,995	56,765
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立 (注)				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△793
当期純利益				2,201
自己株式の取得				△6
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△163	△3	△167	△167
当期変動額合計	△163	△3	△167	1,234
当期末残高	10,831	△2	10,828	57,999

(注) 固定資産圧縮積立金の積立は法定実効税率の変更によるものであります。

金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は、子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっており、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定額法を採用しております。
   なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
   建物及び構築物　　8～50年
   機械装置及び車両運搬具　2～15年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。ただし、金額が僅少なものについては、一括費用処理しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

6.（1）貸倒引当金は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
   （2）賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
   （3）役員賞与引当金は、役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
   （4）退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
   ① 退職給付見込額の期間帰属方法
   退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
   ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
   過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法に

より費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 会計方針の変更
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。
また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しております。
企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。
なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

9. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更
有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法については、従来、定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）によっておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。
当社は、グループ全体のBCP（事業継続計画）と生産の効率化を推進するため、広島県三原市に新工場を建設したことを契機に、有形固定資産の減価償却方法の見直しを行いました。その結果、有形固定資産は、今後も長期にわたって安定的な稼働が見込まれることから、定額法に変更し使用期間を通じて均等に費用配分を行うことが、事業の実態をより適切に反映するものと判断いたしました。
この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業利益が457百万円、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ461百万円増加しております。

10. 表示方法の変更
従来、関係会社からの受取ロイヤリティー等を「営業外収益」の「関係会社受入手数料」に計上しておりましたが、当事業年度より「売上高」に含めて計上することに変更いたしました。
この変更は、当事業年度に受取ロイヤリティー等の収入の獲得を主たる営業活動の一つとして位置づけたことに伴い、当社の営業活動の成果を適切に表示するために行うものであります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,711百万円
短期金銭債務	2,892百万円
長期金銭債務	26百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　55,636百万円
3. 有形固定資産の圧縮記帳額　2,598百万円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

有形固定資産（建物・機械装置他）	4,692百万円

（2）担保に係る債務

短期借入金	1百万円

5. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

Takasago International Corporation (U.S.A.)	5,483百万円
Takasago Europe G.m.b.H.	1,230百万円
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	800百万円
南海果工株式会社	626百万円
（当社実質負担額）	(501百万円)
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	538百万円
その他	394百万円
計	9,073百万円

（注）上記の他に保証予約が100百万円あります。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	10,870百万円
仕入高	11,139百万円
その他の営業取引高	2,197百万円
営業取引以外の取引高	1,381百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の数	普通株式	316,510株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産：退職給付引当金、賞与引当金

繰延税金負債：その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金

（関連当事者との取引に関する注記）

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	20,000千円	100.0%	ロイヤリティの支払他 役員の兼任	資金の貸付（注１）	△1,200	関係会社短期貸付金	3,000
子会社	Takasago International Corporation (U.S.A.)	USD 千 145,800	100.0%	当社製品の販売他 役員の兼任	製品の販売他（注３）	5,870	売掛金	2,563
					資金の貸付（注１）	△262	関係会社長期貸付金	3,943
					債務保証（注２）	5,483	—	—
子会社	Takasago International Chemicals (Europe) S.A.	EUR 千 2,157	100.0%	当社製品の販売他 役員の兼任	資金の貸付（注１）	160	関係会社長期貸付金	2,988

取引条件及び取引条件の決定方針

（注１）市場金利を勘案し、利率を決定しております。

（注２）子会社の財政状態等を勘案し、保証料を決定しております。

（注３）一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　2,923円98銭
2. １株当たり当期純利益金額　111円00銭

（注）平成27年10月１日付で普通株式５株を１株とする株式併合を実施しております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。